



弁護士の働き方

木村 裕二

(日本弁護士連合会嘱託研究員)

I はじめに

テレビの弁護士ドラマの主人公には、一つのパターンがある。ふだんはマイペースな変わり者だが、いざ事件となれば弁護士バッジにかけて徹底して真実にこだわる人情派弁護士。こういう人がいて欲しいという願望も多分に投影されているが、弁護士自身にとっても重要な、職業生活を通じてのアイデンティティ形成あるいは社会への組み込みの、鍵となる3つの特徴が浮き彫りになってくる。すなわち、①資格に基づく専門職で、典型像は法廷弁護士である。②ある種の社会的使命を課せられていると意識されている。③ある程度の経済生活の維持を可能にする職業であり、それが働き方、生き方の自由にも結びついている。

このような働き方は、国際的潮流を背景とする社会経済の実態変化と、それへの制度的反応としての司法制度改革¹⁾、この2つによって変容を迫られている。この転形期の諸問題が法曹人口問題および法曹養成制度の危機、とりわけ新人弁護士の就職難や法曹志願者の減少などの形で噴出している²⁾。そこでは幾つかの普遍的な問題が提起され、それらをもっと明確に定式化しなければならない、という感覚は共有されている。しかし、分析枠組みも方法論も理論的に未消化のまま待ったなしの現実の進行に対応するのが精一杯の状況である。

II 職業としての弁護士

1 伝統的な弁護士業の姿

伝統的な弁護士業の姿は、以下のようなものである。業務内容の中心は国内の法廷実務であり、弁護士1人か、または経営弁護士1人+勤務弁護士1人ないし数名、で構成される法律事務所に所属する。各自のたどるコースは、司法試験合格後に司法修習を経て弁護士資格を取得し、まず既存の法律事務所に勤務弁護士として就職してオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を受け、数年後に事務所を独立する。つまり勤務弁護士が常時いるような法律事務所でも、具体的なメンバーは数年単位で入れ替わっている。独立後、今度は自分が経営弁護士として勤務弁護士を採用する

か、勤務弁護士を採用せず1人で弁護士業を続けるかは、各人の選択である。職業としての基本形態は賃金生活者ではなく、自営業者である。

2 新しい弁護士業の姿

その一方で、企業活動のグローバル化とともに国際的な法律案件を取り扱う渉外事務所が成長し、それを母体としつつ国内企業法務を取り扱う法律事務所の大規模化が進んできた。所属弁護士が100名を超える大規模事務所も現われ、企業買収や金融取引における契約書作成など法廷外の業務を行っている。また、法律事務所に所属するのではなく、企業あるいは行政庁に所属してその職務を行う組織内弁護士も、新しい弁護士業の姿である。

3 弁護士人口の急増政策

このような変化を伴いつつ、1990年代まで弁護士人口は1万4000~1万7000人、司法試験の年間合格者数は500~1000人だった。

司法制度改革では、このような規模では「国際化時代の法的需要」を満たすには不十分であり、国内においても国民生活の様々な場面で法曹需要の「高度化・多様化」が予想され、企業内・行政庁内への弁護士の進出も図られなければならない、……などとして、法曹人口の急増政策をとった³⁾。具体的には、法曹人口5万人を見込んで司法試験年間合格者数を3000人にする、というものである。

この急増政策によって、2014年2月1日時点の弁護士数は3万5058人となった⁴⁾。2000年3月31日時点で1万7126人だったから、倍増である。

4 業態別人口構造の変化は緩慢

弁護士人口は倍増したが、先に述べた「伝統的な弁護士業」と「新しい弁護士業」に従事する人数割合はどうなっているか。

事務所規模別に見た所属弁護士数の割合(2013年3月31日時点)は、1人事務所25.60%、2人事務所15.04%、3~5人事務所23.96%、6~10人事務所13.91%などとなっており(ここまで合計78.51%)、101人以上事務所は6.63%・2137人である⁵⁾。2002年時点で101人以上事務所に所属する弁護士数は253人だった(弁護士白書2006年版)から、そこだけ見れ

ば8倍の増加であるが、日本中の弁護士がこぞって大規模事務所に所属するようになったわけではない。一部の顕著な現象が全体の動向をそのまま現わすものではない。101人以上事務所に所属する弁護士数の年間増加数は、82名(2012年)、139名(2013年)というペースである。

企業内・行政庁内の組織内弁護士数は2001年時点で66名だが、2013年には965人になった⁶⁾。これも顕著な現象だが、2013年時点の弁護士総数の2.8%である。弁護士経験者を中途採用するケースが多いので、新規登録弁護士の年間採用数は85名(2012年)、95名(2013年)というペースである。

弁護士人口の急増ぶりは、「伝統的な弁護士業」と「新しい弁護士業」の人口構造の変化のスピードをはるかに上回る。

5 法廷需要

伝統的な弁護士業務である民事事件と家事事件について、第一審民事通常訴訟事件(地方裁判所)と家事調停事件(家庭裁判所)の新受件数と弁護士数とで対比してみよう。2000年時点では、弁護士人口1万7126人に対して民事事件は15万6850件、弁護士1人当たり9.2件。家事事件は11万4822件、1人当たり6.7件である。これに対して、2012年時点の弁護士人口は3万2134人、民事事件は16万1312件、1人当たり5.0件(4割減)。家事事件は14万1802件、1人当たり4.4件(3割減)である。弁護士不足を解消すれば「潜在的ニーズ」が顕在化して事件数は飛躍的に増加する、という予測は外れた。

弁護士(申告納税額がある者と還付申告をした者の双方を含む)の人員および所得金額(全員の合計額である)は、2008年が2万356人・3299億7200万円、2012年が2万3944人・2699億5900万円である⁷⁾。全体のパイは減っている。その分、既存の法律事務所が新規登録弁護士を採用する余力は乏しくなっている。2012年につき単純に所得金額を人員で割ると、1人当たり1127万円である。そこで皆が年収500万円で我慢すれば2倍の人員が吸収できる、……というのは空想でしかない。

6 新人弁護士の就職難

弁護士の人口構造で変化が著しいのは、弁護士経験年数のピラミッド構造である。これは弁護士人口急増政策のほぼ自動的な効果と言ってよい。2013年3月31日現在で、2万7688人のうち、弁護士経験年数6年以下は1万1852名、全体の42.8%を占める。

こうして新人弁護士の就職難が深刻化し、「即独」(司法修習修了から即時に独立開業する)「ノキ弁」(既

存の法律事務所の場所を借りるが業務上の関係はない。したがって仕事も給与も保証されない)など、収入と技能習得の両面で不安定な就業形態にある者が増えた。弁護士登録1年目の年間所得は400万円未満が約3割、300万円未満が約1割を占める(2010年時点)⁸⁾。

7 弁護士急増政策の見直し

総務省は2012年4月に司法試験年間合格者数3000人との数値目標を見直すことを勧告する政策評価を発表した⁹⁾。そして、2013年7月に「法曹養成制度関係閣僚会議決定」において、年間3000人の数値目標は「現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしない」ことが決定された¹⁰⁾。この閣議決定では、あるべき法曹人口について提言するために必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する、としている。そこで、弁護士に対する「ニーズ」とは何なのか、が改めて問われている。

8 ニーズとは何か

法曹需要の増大は実際にあり得るだろうし、特定の専門領域に立って周囲を眺め渡せば「まだまだ弁護士が足りない」という実感は持つだろう。しかし、「弁護士が社会の隅々まで進出することが必要だ」という大所高所からの議論と、需要者自身の具体的なニーズとは必ずしもかみ合っていない。単なるミスマッチというより、質的なすれ違いがある。企業や行政は、法曹資格があるというだけでは組織内弁護士としての特異な業務に対応するには不十分と見ている。新規登録弁護士を採用するときは、組織内での育成期間をも考慮した上で採用ペースを考えざるをえない。予算や財政の制約がある以上、それは当然のことであろう。他方、企業法務専門の法律事務所で一定年数の経験を積んだ弁護士を採用するならば、そもそも新規登録弁護士の相当数がそのような法律事務所に就職できたという状況があったことが前提となる。

新たな活動領域に対して必要な人材を安定的に供給するシステムが成立するには、まず実務の現場で育成する側が「層」として蓄積され、さらに人材育成システムをインフラとして機能させるには制度的な整備も必要であろう。「まだまだ足りない」という実感に対して単純に弁護士数の絶対的増加を対置するのは、「足りないから増やす」という言葉の上での表面的反応に過ぎず、そこには現実的政策として必要な中間項が抜けている。既存の法律事務所の弁護士がこぞって伝統業務を捨てて新たな活動領域へと業務転換を図り、それと同時に新規登録弁護士の育成をも担う、……というのは空想的に過ぎる。大量増員で国際競争

に勝つ、という大時代的な発想もまたしかりである。

特定の職業や労働分野について、社会経済的な実態変化を超える人為的増員政策を導入した場合、何が問題となってくるか。弁護士人口の急増政策は、現在進行形でその素材を提供している。

Ⅲ 専門職としての弁護士

1 法科大学院制度の創設

法曹人口急増のなかで専門職としての「質」を維持するため、司法制度改革のもう1つの柱として法科大学院制度が創設され、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とした。同時期に各種の専門職大学院¹¹⁾が創設されたが、法科大学院はその嚆矢である。

2 法曹志願者の時間的・経済的負担

法科大学院進学義務化によって受ける法曹志願者の時間的・経済的負担は重い。法科大学院の履修期間は法学未修者の場合3年、既修者の場合2年である。法科大学院修了から司法試験の受験、合格、司法修習開始まで8カ月、司法修習は1年間である。法科大学院入学から法曹資格取得まで4ないし5年である。厳しい就職状況の中で、会社員や公務員として就職することを目指すか、司法試験を目指すか。大学生にとって、その選択は重いであろう。社会人にとっては、さらに重い。

日本弁護士連合会が2011年に司法修習生を対象に実施したアンケート調査によると、法科大学院在学中に奨学金を利用した者は約5割で、債務額の平均は350万円だった¹²⁾。そして、司法試験合格者増員と法科大学院の創設等による財政負担に対する配慮から、司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制が導入された。貸与制を利用した者は約8割、貸与金額は約300万円である。こうして、法科大学院と司法修習の期間を通じて、合計600万円以上の負債を抱えることになる。

3 法曹志願者の大幅減少

しかし法科大学院の乱立と教育力水準のアンバランスから司法試験合格率は低迷し、さらに新人弁護士の就職難の実態が知られるにつれて、法曹志願者は大幅に減少した。

法曹志願者数の動向は、法科大学院の入学選抜に当たって行われる適性試験の志願者数を指標として観察される。2003年度から2010年度までは適性試験の実施機関は、大学入試センターと日弁連法務研究財団の2つであった。それぞれの2003年度と2010年度の志願者数を比較すると、大学入試センターは3万9350人から8650人、日弁連法務研究財団は1万8355

人から7066人へと減少した。その後、適性試験の実施機関は1機関、すなわち適性試験管理委員会のみとなった。2011年度と2013年度の実志願者数は、7829人から5377人にまで減少した。2003年の実人数は少なくとも4万人と推測されるので、ほぼ8分の1にまで減ったということである。

そして、法科大学院入学人数は2004年には5767人だったのが、2013年には2698人になっている¹³⁾。半分以下である。

それにもかかわらず、司法試験合格者数は、2065人(2008年)→2043人(2009年)→2074人(2010年)→2063人(2011年)→2102人(2012年)→2049人(2013年)と、2000～2100人の間を横一線で推移している。

4 職業資格としてのあり方

ここで問われてきたのが、資格付与による専門職形成のあり方である。母体である法曹志願者が大幅に減少しているのに同一人数に資格を付与し続けられれば、資格取得者の質の低下は避けられない。社会経済的な実態としての需要をはるかに上回るペースで資格を付与し続けられれば、職業資格としての機能は低下する。仕事がないと、資格は生きてこない。資格取得後のOJTの機会が乏しくなれば、専門職としての技能形成は不安定になる。最終的に不利益を被るのは、利用者である。資格付与のペースを維持するという選択は、専門職としての資格取得の機会を広く開放するように見えて、現行世代で将来の成長可能性さえ貪り取ってしまうことになりかねない。法科大学院制度もそうであるが、専門職養成機関には相当の財源が投入される。それによって生み出される専門職が弱体化してしまうのであれば、社会的損失である。

資格付与の制度が公正であるためには、金やコネではなく、その専門職に相応しい学識能力の判定をもって尺度とすることは必要である。しかし、判定基準が常に同一でなければならないという必然性はない。実際、司法試験合格者数は、2001年6月の司法制度改革審議会意見書(2002年度は1200人程度、2004年度は1500人達成を目指す)、司法試験委員会の2005年2月28日付け「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」¹⁴⁾(2006年度は1400～1700人、2007年度は2100～2500人)など、試験実施前からあらかじめ決めていた数値に合わせて合格者数を増やしてきた。緩めるのは良いが引き締めるのは駄目だ、ということではないはずである。職業資格の制度にとって学力判定は自己目的ではない。人材給源の規模や、その職業活動に対する社会的需要の動向に応じて、資格付

与の人数を調整するメカニズムを働かせることができるかどうか。この面でも、岐路に立たされている。

IV 弁護士業と公共的使命

1 現代のプロフェッション

西欧では、聖職者と医師と弁護士をプロフェッションと呼ぶ。いずれも人の不幸をなす死、病、罪、争いなどの場面に関わる職業であり、その職業倫理として社会奉仕が要求されてきた。近代国家における弁護士は、司法制度の担い手、人権の守り手であることが求められてきた。現代社会においては、現実には誰もがが必要な助力を得られるようにするために、個々のプロフェッションの活動を支える制度的基盤の整備が不可欠である。たとえば医療は社会保険制度によって支えられている。

2 司法基盤整備の立ち遅れ

司法制度改革においても、法律扶助制度をはじめとする司法基盤の整備・充実が目指されていた。だが実際には、増員政策の進行が急で基盤整備がこれに追いつかないというアンバランスが生じている。「かつては少数の弁護士が自己犠牲的に公益活動を行ってきた、だから今後は弁護士の人数を増やして皆で少しずつボランティアをすれば良いではないか」というのは素朴な願望であるが、増員が基盤整備と有効に組み合わせられない限り、実効的ではない。社会的成功者による慈善活動ではなく司法政策のあり方の問題なのである。

3 法曹の変質

さらに、法曹志願者の時間的・経済的負担の増大と法曹志願者の減少は、ここに大きく影響してくる。経済的事情から法曹への道を断念する人が生ずるのは避けられない。仕事の社会的な意義に重きを置いて、経済的見返りに多くを求めない人ほどそうであろう。奨学金といっても、あくまでローンであれば返済可能性を考えざるを得ない。この時間的・経済的負担を軽減する効果的な政策を打たなければ、いわば「費用対効果」のテストによる人材の振り分けが定着してしまうであろう。その中で法曹を目指す人は、経済的に裕福な家庭の人、法曹資格取得後のリターンの最大化を目指す人（多くはビジネス志向になるだろう）、経済的には割に合わない選択を取ってする人、の3類型が考えられる。中長期的には第1・第2類型が主流を占め、法曹は変質するであろう。テレビの弁護士ドラマの主人公の姿も、変わっているだろう。

V おわりに

以上概観したとおり、いかに専門職といっても、社会・経済的実態を超えた急激な増員を吸収することはできない。それはむしろ専門職を弱体化させ、その公共的役割をも損なうなど、社会的損失を引き起こす恐れがある。社会的資源を食い尽くすまでズルズルと行進を続けると、将来世代に迷惑を及ぼすことになる。たとえ利害・立場が異なっても、そのような現状に対する皮膚感覚は、それほど違うものではないはずである。さて、時機を逸せず方向転換を図るためのイニシアティブをどこから生み出すか、それが目下最大の問題である。

- 1) 2001年6月の司法制度改革審議会意見書、2002年3月の司法制度改革推進計画に基づき、2004年12月までに関連24法が成立 http://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa18.html。
- 2) 最新の議論状況やデータ等については、関係閣僚会議の下に組織された「法曹養成制度改革顧問会議」http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/を参照。
- 3) 司法制度改革審議会意見書 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>
- 4) 日本弁護士連合会ホームページ http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/membership/about.html
- 5) 同上 http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/statistics/reform/fundamental_statistics.html
- 6) 組織内弁護士協会 <http://jila.jimdo.com/統計—資料/統計/>
- 7) 国税庁統計年報 <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm>。ここでの公表データは、2005年以前につき「弁護士・税理士・建築士等」という区分しかなく、弁護士のみの数値は分からない。2006年・2007年につき選付申告をした弁護士の人員・所得金額が分からない。
- 8) 「法曹の養成に関するフォーラム」日弁連提出資料 <http://www.moj.go.jp/content/000077018.pdf> および <http://www.moj.go.jp/content/000077788.pdf>
- 9) 総務省「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価書」http://www.soumu.go.jp/main_content/000158225.pdf
- 10) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dail/siryu4.pdf
- 11) 文部科学省「専門職大学院について」参照。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/_icsFiles/afieldfile/2013/09/05/1236743_01.pdf
- 12) <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kyuuhisei.pdf>
- 13) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/pdf/sankou3.pdf
- 14) 法務省 <http://www.moj.go.jp/content/000004385.pdf>

きむら・ゆうじ 日本弁護士連合会嘱託研究員。聖学院大学非常勤講師。最近の主な著作に『ヤミ金融——実態と対策』（花伝社、2010年）。